

## 実質的支配者のご申告

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能な自然人または上場会社等を指します。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づき、議決権その他の手段により法人を支配する自然人(個人)または上場会社等まで遡って確認させていただきます。

法人の形態		実質的支配者の申告	実質的支配者の確認手順	
A	上場会社 国 地方公共団体 人格のない社団・財団 独立行政法人	申告不要		
B	株式会社(非上場) 投資法人 特定目的会社 等	申告必要 ※1	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>議決権の25%超(直接保有・間接保有の合計)を保有する個人・国等がいますか ※2</p> <p style="text-align: center;">はい</p> <p style="text-align: center;">いいえ</p> <p>出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する個人・国等がいますか。</p> <p style="text-align: center;">はい</p> <p style="text-align: center;">いいえ</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p style="text-align: center;"><b>実質的支配者</b></p> <p style="text-align: center;">議決権を保有する当該個人・国等 ※3</p> <p style="text-align: center;">支配的な影響力を有する当該個人・国等(大口債権者、会長、創業者等)</p> <p style="text-align: center;">法人を代表し、業務を執行する個人(代表取締役社長等)</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p><b>該当する関係性</b></p> <p>25%超議決権・配当・分配等あり</p> <p>出資・融資・取引等の支配的影響力あり</p> <p>代表者(業務執行)</p> </div> </div>	
C	合名会社 合資会社 合同会社 一般社団法人 一般財団法人 学校法人 医療法人 宗教法人 社会福祉法人 特定非営利活動法人 等	申告必要 ※1	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>事業収益または事業財産の25%超の配当・分配を受ける権利を有する個人・国等がいますか</p> <p style="text-align: center;">はい</p> <p style="text-align: center;">+ または</p> <p>出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する個人・国等がいますか</p> <p style="text-align: center;">はい</p> <p style="text-align: center;">いいえ</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p style="text-align: center;"><b>実質的支配者</b></p> <p style="text-align: center;">配当・分配の権利を有する当該個人・国等 ※3</p> <p style="text-align: center;">支配的な影響力を有する当該個人・国等(大口債権者、会長、創業者等)</p> <p style="text-align: center;">法人を代表し、業務を執行する個人(代表理事等)</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p><b>該当する関係性</b></p> <p>25%超議決権・配当・分配等あり</p> <p>出資・融資・取引等の支配的影響力あり</p> <p>代表者(業務執行)</p> </div> </div>	

※1 原則として実質的支配者は「個人」になります。ただし、実質的支配者が以下に該当する場合は、「実質的支配者の確認」ステップの「実質的支配者の種類」において、「国等又は上場」を選択のうえ「法人名」「所在地」「関係性」「米国納税義務」について申告してください。

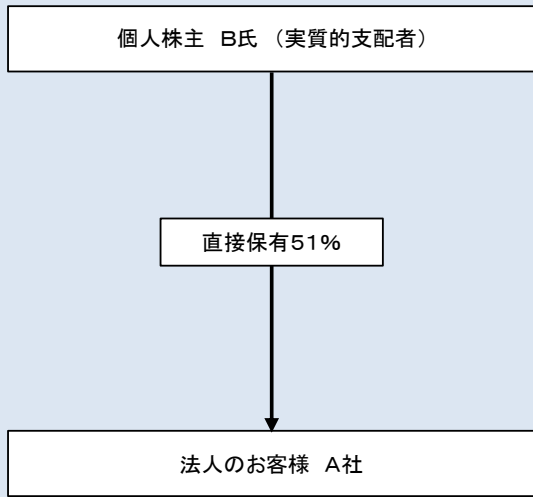
- ・上場会社
- ・国
- ・地方公共団体
- ・人格のない社団または財団
- ・独立行政法人
- ・国または地方公共団体が1/2以上出資している法人
- ・上記記載の子会社

※2 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます(下記の例を参照)。

※3 ほかに50%を超える議決権を保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、該当者1名のみ申告してください。また、該当する個人・国等が複数いる場合には、その全員が実質的支配者に該当します。

# 実質的支配者の該当性の判断例（資本多数決法人の場合）

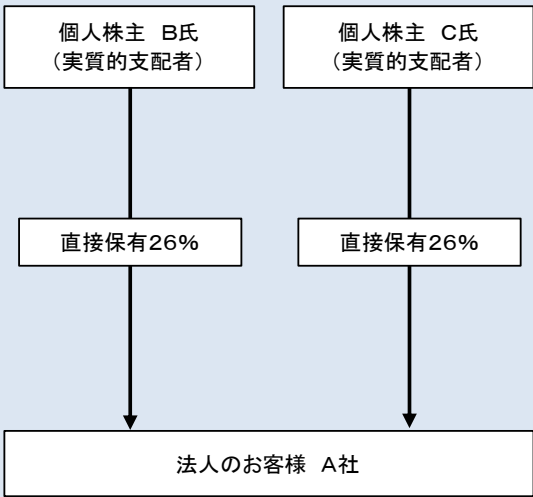
## 例1



B氏は、A社の議決権51%を保有

B氏が議決権の50%超を直接保有しているため、A社の実質的支配者はB氏のみとなります。

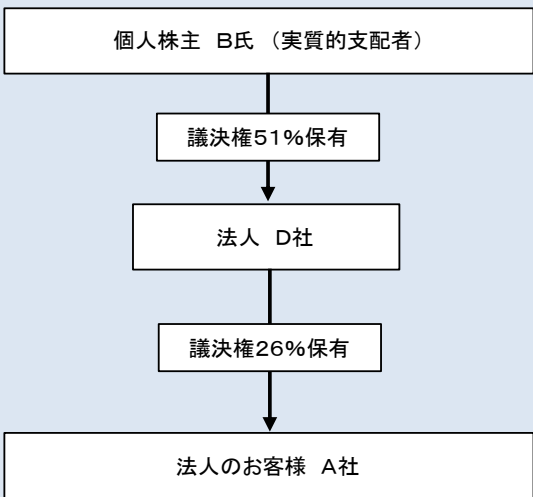
## 例2



B氏は、A社の議決権26%を保有  
C氏は、A社の議決権26%を保有

B氏とC氏が、どちらも議決権の25%超を直接保有しているため、A社の実質的支配者はB氏とC氏になります。

## 例3

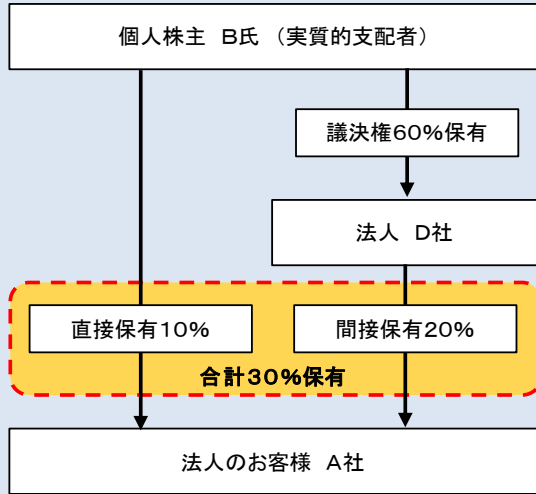


B氏は、D社の議決権51%を保有  
D社は、A社の議決権26%を保有

B氏は、D社を通じて間接的にA社の議決権26%を保有しているため、A社の実質的支配者に該当します。

※B氏がD社の議決権50%超を保有していない場合は、B氏はA社の実質的支配者には該当しません。

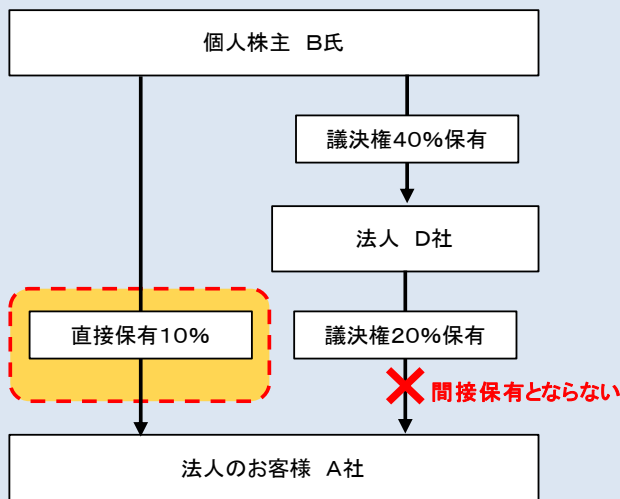
例4



B氏は、A社の議決権10%を保有  
B氏は、D社の議決権60%を保有  
D社は、A社の議決権20%を保有

B氏は、合計30%の議決権(A社の議決権10%を直接保有、D社を通じてA社の議決権20%を間接保有)を保有しているため、A社の実質的支配者に該当します。

例5



B氏は、A社の議決権10%を保有  
B氏は、D社の議決権40%を保有  
D社は、A社の議決権20%を保有

B氏は、A社の議決権10%を直接保有しているものの、D社の議決権の保有割合は50%超ではないことから、D社が保有しているA社の議決権20%は間接保有として合算されません。そのため、B氏はA社の実質的支配者には**該当しません**。